



金 沢 市 公 報

号外第 18 号の 2

令和 8 年 (2026 年) 6 月 30 日

〒920-8577

金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●規 則	
○行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則 (総 務 課)	1
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則 (人 事 課)	5
○金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則 (こども相談センター)	5
○金沢市公印規則の一部を改正する規則 (文書法制課)	5
○金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則 (デジタル政策課)	6
○職員の服務等に関する条例施行規則及び金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (人 事 課)	6

○金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (")	6
○技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (")	7
○金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課)	7
○金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 (")	7
○金沢市介護保険規則の一部を改正する規則 (介護保険課)	8
○金沢市母子保健法施行細則及び金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 (地域保健課)	8
○金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (景観政策課)	9

規 則

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第 43 号

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則
(金沢市職員被服貸与規則の一部改正)

第 1 条 金沢市職員被服貸与規則 (昭和 31 年規則第 29 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 項の表中

「

総務課 行政経営室

」を「

総務課

」に、

教育総務課 教育施設等整備室	作業服 (上、下)	1	義務教育施設の建設担当者、管理 担当者及び整備担当者に限る。を
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	

教育総務課	作業服（上、下）	1	学校給食の管理運営担当者に限る。
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
教育施設課	作業服（上、下）	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	

に

改める。

別表第6第2項の表中「教育総務課」を「教育施設課」に改める。

(職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表第2市長の事務部局の項中「福祉健康センター所長」を「福祉健康センター所長 こども未来拠点施設整備室長」に、「調査統計室長 行政経営室長」を「調査統計室長」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「課長 教育施設等整備室長」を「課長」に改める。

(金沢市財務規則の一部改正)

第3条 金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「保健所地域保健課」の次に「、こども未来拠点施設整備室」を加える。

別表第4中

教育委員会	市立小、中学校	教育総務課長	校長	を
-------	---------	--------	----	---

教育委員会	市立小、中学校	教育総務課長	校長	に
		教育施設課長		

改める。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第4条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1アの表市長の事務部局の項中「、行政経営室長」を削り、「地域包括ケア推進室長」の次に「、こども未来拠点施設整備室長」を加え、同アの表教育委員会の事務部局の項中「、室長補佐」及び「教育施設等整備室長、」を削る。

(金沢市事務決裁規則の一部改正)

第5条 金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「公設花き地方卸売市場事務局」の次に「、こども未来拠点施設整備室」を加える。

第10条第2項第1号中「及び広報戦略課」を「、広報戦略課及び行政経営課」に改める。

別表第1組織及び人事管理の表第2号の項中「総務課」を「行政経営課」に改める。

別表第2都市政策局の表中

企画調整課	1 各種統計調査の実施及び結果の発表				○		を
	2 政策調整会議及び幹部職員会議の開催の決定				○		

企画調整課	1 各種統計調査の実施及び結果の発表				○		に
-------	--------------------	--	--	--	---	--	---

改め、別表第2総務局の表中

広報戦略課	1	新聞等による広報の実施				○		を
-------	---	-------------	--	--	--	---	--	---

広報戦略課	1	新聞等による広報の実施				○		に
行政経営課	1	政策調整会議及び幹部職員会議 の開催の決定				○		

改める。

(金沢市公共工事執行管理規則の一部改正)

第6条 金沢市公共工事執行管理規則（平成元年規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「教育総務課長」を「教育施設課長」に改める。

(金沢市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部改正)

第7条 金沢市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則（平成11年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「総務局総務課」を「総務局市長室行政経営課」に改める。

(金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部改正)

第8条 金沢市補助組織及び分掌事務規則（平成23年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

	広報戦略課	広報戦略係	を
	総務課	総務係 財産管理係	
	行政経営室		

	広報戦略課	広報戦略係	に、
	行政経営課	行政経営係	
	総務課	総務係 財産管理係	

こども未来局	を	こども未来局 こども未来拠点施設整備室	に改める。
--------	---	------------------------	-------

第4条の表中

	5	公共団体等の活動調整に関する事項	を
	6	総合教育会議に関する事項	

	5	公共団体等の活動調整に関する事項	に
--	---	------------------	---

改める。

第5条第1項の表中

	7	市長会に関する事項	を
	8	課の庶務に関する事項	
	9	局の所管事務で他課及び他係に属しない事項	
	10	他局に属しない事項	

		7 課の庶務に関する事項 8 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項 9 他局に属しない事項	に、
--	--	---	----

		4 公共施設等のマネジメントの推進に係る計画及び連絡調整に関する事項	を
行政経営室		1 行政改革に関する事項 2 行政運営の効率化及び適正化に係る企画及び調整に関する事項 3 行政評価に関する事項 4 行政組織に関する事項 5 外部監査に関する事項 6 関係公益財団法人等の指導及び連絡調整に関する事項 7 民間活力の導入検討に関する事項	
庁舎警備室		1 本庁舎内の警備に関する事項	

		4 公共施設等のマネジメントの推進に係る計画及び連絡調整に関する事項	に
庁舎警備室		1 本庁舎内の警備に関する事項	

改め、同条第2項の表中「及び広報」を「、広報及び行政経営」に、

		2 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、出版物等による広報に関する事項	を
--	--	--------------------------------------	---

		2 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、出版物等による広報に関する事項	に
行政経営課	行政経営係	1 行政改革に関する事項 2 行政運営の効率化及び適正化に係る企画及び調整に関する事項 3 行政評価に関する事項 4 行政組織に関する事項 5 外部監査に関する事項 6 関係公益財団法人等の指導及び連絡調整に関する事項 7 民間活力の導入検討に関する事項 8 総合教育会議に関する事項 9 市長会に関する事項	

改める。

第11条の表中

		2 市立保育所に関する事項	を
--	--	---------------	---

「		2 市立保育所に関する事項（こども未来拠点施設整備室が所管する事項を除く。）	」に
---	--	--	----

改め、同条に次の1項を加える。

2 こども未来拠点施設整備室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

局等	分掌事務
こども未来拠点施設整備室	1 こども未来拠点施設の整備に関する事項 2 市立保育所の再整備に関する事項

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

令和8年6月30日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第44号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。

市長	市長が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
消防長	消防長が任命する職員
農業委員会	農業委員会が任命する職員
公営企業管理者	公営企業管理者が任命する職員
病院事業管理者	病院事業管理者が任命する職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月30日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第45号

金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

金沢市児童相談所長事務委任規則（平成18年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号二中「第33条」を「第32条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月30日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第46号

金沢市公印規則の一部を改正する規則

金沢市公印規則（昭和50年規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表工の表予防接種事務用市長印の項中「予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第4条第1項」を「予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の2」に改め、別表オの表予防接種事務用市長職務代理者印の項中「予防接種法施行規則第4条第1項」を「予防接種法第7条の2」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月30日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第47号

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則（平成27年規則第68号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「第43条の5第6項」を「第47条第6項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の服務等に関する条例施行規則及び金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月30日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第48号

職員の服務等に関する条例施行規則及び金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

（職員の服務等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 職員の服務等に関する条例施行規則（平成7年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

（金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月30日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第49号

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第7条の4中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第7条の4の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じ

た葬祭補償については、なお従前の例による。

- 3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第7条の4の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第7条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月30日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第50号

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和60年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「1,080円」を「1,440円」に改め、同項第1号中「710円」を「950円」に改め、同項第2号及び第3号中「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の規定に基づいて支給された災害応急作業等手当は、改正後の規則の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月30日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第51号

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市児童福祉法施行細則（平成8年規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第1項、別表第2の備考第2項ただし書、別表第3の備考第2項ただし書、別表第4の備考第3項ただし書及び別表第5の備考第3項ただし書中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

様式第2号の2中「80万9千円」を「82万6,500円」に改める。

様式第2号の8中「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第2号の2の改正規定は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する規定にあっては、当該規定）の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月30日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第52号

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第42号）の一部を次のように改正する。

第19条の18（見出しを含む。）中「第43条の5第6項」を「第47条第6項」に改める。

様式第1号及び様式第4号中「80万9千円」を「82万6,500円」に改める。

様式第11号の7中「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。

様式第11号の8中「第43条の5第6項」を「第47条第6項」に、「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第4号の改正規定は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する規定にあっては、当該規定）の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月30日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第53号

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則

金沢市介護保険規則（平成12年規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「・指定介護療養型医療施設」を削り、「を作成する」を「の作成等介護保険事業の適切な運営の」に、「及び主治医意見書を」を「、主治医意見書、金沢市が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、金沢市から地域包括支援センター、」に、「地域密着型介護サービス事業者」を「地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者」に、「、地域密着型介護予防サービス事業者、介護保険施設、介護療養型医療施設」を「若しくは地域密着型介護予防サービス事業者」に、「指定介護予防支援事業者」を「介護予防・日常生活支援総合事業を行う者」に、「を記載した」を「に係る」に改め、「提示する」の次に「(地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。)」を加える。

様式第23号の2の2（表）中「80万9千円」を「82万6,500円」に改める。

様式第24号その1イ（表）及びその2イ（表）、様式第24号の2イ（表）、様式第33号（表）、様式第34号並びに様式第35号中「領収済通知書」を「収入済通知書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 様式第24号その1イ（表）及びその2イ（表）、様式第24号の2イ（表）、様式第33号（表）、様式第34号並びに様式第35号の改正規定並びに附則第3項の規定 公布の日
 - (2) 様式第23号の2の2の改正規定及び附則第4項の規定 令和8年8月1日
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第5号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 附則第1項第1号に定める日前に交付された改正前の様式第24号その1イ（表）及びその2イ（表）、様式第24号の2イ（表）、様式第33号（表）、様式第34号並びに様式第35号の規定による納入通知書等は、改正後の様式第24号その1イ（表）及びその2イ（表）、様式第24号の2イ（表）、様式第33号（表）、様式第34号並びに様式第35号の規定にかかわらず、なお効力を有する。
- 4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に存する改正前の様式第23号の2の2の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市母子保健法施行細則及び金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月30日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第54号

金沢市母子保健法施行細則及び金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

（金沢市母子保健法施行細則の一部改正）

第1条 金沢市母子保健法施行細則（平成8年規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表の備考第1項中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

（金沢市老人福祉法施行細則の一部改正）

第2条 金沢市老人福祉法施行細則（平成8年規則第65号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の備考第 2 項ただし書中「、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「及び第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第55号

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則（平成 8 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

様式第 9 号から様式第11号までを次のように改める。

様式第 9 号から様式第11号まで 削除

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。
- 2 金沢市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例（令和 8 年条例第29号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例の規定による改正前の金沢市屋外広告物等に関する条例（平成 7 年条例第58号）第19条に規定する許可等の表示をする場合にあっては、改正前の第17条及び様式第 9 号から様式第11号までの規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

令和8年(2026年)6月30日 発行

発行人

発行所

編 集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄